

議案第 76 号

勝山市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について

勝山市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 30 年 2 月 27 日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

母子父子家庭等医療費助成対象者のうち、中学生以下の子どもへの医療費助成方法が現行の償還払い方式から現物給付化になることへの対応のため、この案を提出する。

勝山市条例第 1 号

勝山市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

勝山市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例(昭和 53 年勝山市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>6 この条例において「協力医療機関」とは、母子父子家庭等に対する医療を行った場合、当該医療に係るレセプト(診療報酬明細書をいう。)の写し又は医療費助成事業対象者一覧表を作成し、医療費助成事業総括表を添付して福井県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)への送付に協力する医療機関をいう。</p> <p>(助成金の支給)</p> <p>第 6 条 市長は、助成対象者が母子父子家庭等に係る保険給付につき一部負担金を医療機関に支払った場合(次項に定める場合を除く。)には、当該支払額に相当する額を助成金として支給する。ただし、規約又は定款により附加給付を受ける場合、又は社会保険各法以外の法令の規定により医療費の給付を受ける場合の助成金の額は、一部負担金の額から当該給付を受ける額(他の法令の規定により医療費の給付を受けることにより、当該法令の規定による負担金を支払う場合は、当該給付を受けた医療費の額からこの負担金の額を控除する。)を控除した額とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>6 この条例において「協力医療機関」とは、母子父子家庭等に対する医療を行った場合、当該医療に<u>要した費用の額その他助成の額の算定に必要な情報を福井県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に提供する等の協力をする医療機関</u>をいう。</p> <p>(助成金の支給)</p> <p>第 6 条 市長は、助成対象者が母子父子家庭等に係る保険給付が行われた場合には、<u>その負担すべき一部負担金の額(次項に定める場合を除く。)</u>を助成金として支給する。ただし、規約又は定款により附加給付を受ける場合、又は社会保険各法以外の法令の規定により医療費の給付を受ける場合の助成金の額は、一部負担金の額から当該給付を受ける額(他の法令の規定により医療費の給付を受けることにより、当該法令の規定による負担金を支払う場合は、当該給付を受けた医療費の額からこの負担金の額を控除する。)を控除した額とする。</p>

2 (略)

(新設)

(新設)

(助成の申請)

第7条 前条の助成は、申請に基づき行うものとする。ただし、協力医療機関において医療を受けた場合の助成は、国保連\_\_\_\_\_から市長に医療費助成事業対象者一覧の報告があったときに申請があつたものとみなす。

(時効)

第10条 助成を受ける権利は、医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年を経過したときは、時効によって消滅するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該起算日は、それぞれ当該各号に定める日とする。

(1) (略)

(2) 災害その他のやむを得ない理由により、助成対象者が第7条の申請をすることができなかつたとき、又は国保連\_\_\_\_\_から同条ただし書の報告がされなかつたとき。 当該やむを得ない理由がやんだ日の翌日

2 (略)

3 市長は、協力医療機関の情報に基づき国保連または支払基金から請求があつた場合には、第1項に規定する助成金を申請受給者に代わり当該医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、申請受給者に対し助成があつたものとみなす。

(助成の申請)

第7条 前条の助成は、申請に基づき行うものとする。ただし、協力医療機関において医療を受けた場合の助成は、国保連又は支払基金から市長に当該医療に要した費用の額その他助成の額の算定に必要な情報の報告があつたときに申請があつたものとみなす。

(時効)

第10条 助成を受ける権利は、医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年を経過したときは、時効によって消滅するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該起算日は、それぞれ当該各号に定める日とする。

(1) (略)

(2) 災害その他のやむを得ない理由により、助成対象者が第7条の申請をすることができなかつたとき、又は国保連若しくは支払基金から同条ただし書の報告がされなかつたとき。 当該やむを得ない理由がやんだ日の翌日

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、当該保険給付の事由が発生したものに係る医療費の助成については、なお従前の例による。